

# ポイント

。社会福祉法人の多くは事業拡大に消極的  
 。黒字や純資産の合計額はトヨタを上回る  
 。社会還元しなければ優遇を受ける資格なし

松山 幸弘

キヤノングローバル  
 戦略研究所研究主幹

東日本大震災の復興事業で  
 取り組むべき課題は多岐にわ  
 たるが、セーフティネット  
 (安全網)再構築については

総司令部)の強い意向が反映  
 した結果といわれる。  
 しかし、戦後復興期の生活

このうち医療は、病院や診  
 療所を国の負担で建設すれば

困窮者、母子、孤児などを救  
 う施設をたくさん建設するに  
 は民間の活用が不可欠であっ

2〜3年で着地点が見えてく  
 る。これに対して福祉は、高  
 齢者、障害者、孤児、生活困  
 窮者など救済対象者が抱える  
 問題が多様で長期間の対応が  
 求められる。公費を使った国  
 や自治体による救済では、被  
 災者の福祉ニーズを十分にカ  
 バーできない懸念がある。

## 経済教室

1923年の関東大震災の  
 ときには、慈善事業家などが  
 運営する民間社会事業団体が  
 政府による救済の穴を埋める  
 役割を果たした。この民間社  
 会事業団体を基に制度化され  
 たのが社会福祉法人である。  
 本稿では、今回の復興事業に  
 おいて社会福祉法人が果たす  
 べき役割を考えてみたい。

社会福祉法人制度は、51年  
 制定の社会福祉事業法で創設  
 された。日本国憲法第89条は  
 「公営その他の公の財産は(中  
 略)公の支配に属しない慈善  
 教育もしくは博愛の事業に対  
 し、これを支出し、又はその  
 利用に供してはならない」と  
 社会福祉事業法であっても政府  
 が助成することを禁じてい  
 る。その趣旨は政府が補助金  
 支出により社会福祉の責任を  
 民間まかせにするのを防ぐこ  
 とにあり、GHQ(連合国軍

## 黒字ため込む社会福祉法人

# 復興事業への拠出 議論を



社会福祉法人の経営は、  
 厳しい規制により裁量の余地  
 は小さかったものの、措置費  
 をルール通り使っていれば安  
 定が保証された。

こうした仕組みが50年間続  
 いた。しかしこの間、高度経  
 済成長期を経て社会構造が大  
 きく変化した。とりわけ高齢  
 者施設や介護サービスに対す  
 る需要が急増した。

そこで2000年に社会福  
 祉の構造改革が実施された。  
 社会福祉事業法は社会福祉法  
 に改称・改正され、同時に介

護保険制度を導入した。改革  
 の最大の柱は措置制度から契  
 約制度への移行である。そし  
 て介護保険分野に一般企業、  
 医療法人、非営利組織(NP  
 O)など社会福祉法人以外の  
 事業体の参入を認めた。

社会福祉法人は、行政から  
 委託を受け指示どおりに施設  
 運営と福祉サービス提供をし  
 ていけばよかった立場から、  
 自らの判断で経営することが  
 求められるようになった。具  
 体的には、事業規模の拡大、  
 人材の養成・確保、サービス

施設を運営する社会福祉法人の財務データ推計  
 (2009年度、カッコ内はそれぞれ収入、総資産に対する比率%)

	収支差額 (億円)	純資産(億円)	社会還元 指数	
病院あり 複合体	100 (2.0)	3,543 (48.4)	1.42	
東京都 (病院なし)	恩賜財団 済生会 聖隷福祉 事業団 その他	19 (2.2)	371 (31.0)	2.25
	病院なし 複合体	68 (1.9)	3,848 (61.0)	0.93
	保育所	68 (6.0)	1,860 (80.8)	0.58
	障害者施設	54 (7.1)	1,063 (87.9)	0.67
	高齢者施設 (その他 計含む)	54 (7.4)	981 (80.6)	0.69
上記以外 合計	81 (6.2)	3,317 (80.8)	0.37	
	267 (6.5)	7,550 (82.1)	0.51	
	3,997 (6.5)	113,222 (82.1)	0.51	
	4,451 (5.9)	128,534 (79.4)	0.55	

## 純資産は13兆円規模

### 優遇に見合う役割果たせ

内容の情報提供、ガバナンス  
 (統治)の確立、財務諸表の  
 開示などである。  
 構造改革の理念は社会福祉  
 法人経営者に受け入れられて  
 おり、筆者も支持できる。し  
 かし一部の模範的法人を除き  
 多くの社会福祉法人は、これ  
 までに蓄えた資産の維持に走  
 り、新たな福祉ニーズに応え  
 るために事業を拡大することに  
 消極的である。経営の近代  
 化も期待どおりに進んでいな  
 い。このような批判に対して  
 は、財源不足を理由に挙げて  
 反論する法人もある。

確かに赤字の法人も存在す  
 るが、実は社会福祉法人全体  
 の経営状況を把握できる財務  
 データは作成されたことがな  
 い。これでは国民が社会福祉  
 法人に何をどこまで期待でき  
 るのか、公費投入を増やすべ  
 きか否かを判断できない。そ  
 こで、社会福祉法人のうち特  
 に補助金の恩恵を受けている  
 施設経営法人約1万6千につ

いて財務データを推計した。  
 ◆ ◆ ◆  
 施設を運営する社会福祉法  
 人の事業規模は、施設の種類  
 や、異なる種類の施設を多数  
 運営する複合体かどうかなど  
 で大きく異なる。中でも恩賜  
 財団済生会(09年度収入51  
 00億円)と聖隷福祉事業団  
 (同850億円)は別格であ  
 り、推計への影響が大きい  
 め個別に取り扱った。  
 ◆ ◆ ◆  
 病院を運営する複合体につ  
 いては全国の自治体などに情

報公開請求し  
 た。病院なし  
 法人の推計  
 は、東京都が  
 公開する約7  
 20法人の財  
 務情報から施  
 設種類別に収  
 支差額(企業  
 の最終損益に  
 相当)、純資  
 産の平均値を  
 算出。それを

・25、B法人の純資産が40億  
 円であれば指数は0.225  
 である。A法人の場合、経営  
 資源をフル活用しながら黒字  
 も達成していると高く評価で  
 きる。その実例が聖隷福祉事  
 業団である。これに対しB法  
 人の場合、資産力に比べて事  
 業規模が過小であり、長年に  
 わたり黒字を社会還元してこ  
 なかったと批判されてもしか  
 たがない。  
 ◆ ◆ ◆  
 指数平均値が0.37と最も  
 低かった高齢者施設のうち、  
 0.2未満が約1割、0.2  
 以上0.4未満が約5割ある  
 一方、1以上の法人も存在す  
 る。他の種類の施設経営法人  
 の間でも指数はばらばらとい  
 える。純資産の社会還元に対  
 する姿勢が、施設の種類では  
 なく社会福祉法人ごとに大き  
 く異なることを示している。  
 ◆ ◆ ◆  
 前述のとおり、社会福祉法  
 人が国・自治体から補助金や  
 非課税の優遇措置を受けるの  
 は、公の支配に属しているか  
 らである。換言すれば、経営

基に東京都以外の法人を推測  
 したが、過大推計を避けるた  
 め3割少なく見積もった。  
 ◆ ◆ ◆  
 その結果、施設を運営する  
 社会福祉法人全体では黒字額  
 が4451億円(収入に対し  
 5.9%)、純資産が12兆8  
 534億円(総資産に対し79  
 .4%)となった。トヨタ自  
 動車(11年3月期の連結最終  
 利益4081億円)2.1%、  
 自己資本10兆3323億円(1  
 34.7%)を上回る水準だ。

問題は、毎年の収支差額の  
 黒字を蓄積した結果である純  
 資産を社会還元しているかど  
 うかである。その判定基準と  
 して支出を純資産で割った値  
 (「社会還元度指数」と名付  
 けた)が有効である。この数  
 値が高いほど、社会還元に積  
 極的とみることができる。  
 ◆ ◆ ◆  
 例えば、A法人とB法人が  
 ともに収入10億円、支出9億  
 円、黒字額1億円だったとす  
 る。A法人の純資産が4億円  
 であれば社会還元度指数は2

なげなら、黒字法人だけを  
 集めると黒字合計が5千億円  
 を超え、拠出を求めると1千億  
 円はその2割にすぎない。さ  
 らに、黒字法人の現預金は潤  
 沢である。多くの法人が流動  
 資産に計上した現預金以外に  
 固定資産として定期預金、投  
 資有価証券を保有している。  
 ◆ ◆ ◆  
 中には総資産418億円に対  
 して金融資産の合計が236  
 億円という法人もある。

社会福祉法人は外部監査が  
 義務付けられていないため、  
 決算データの信頼性が低いこ  
 とが公平な拠出を実現する際  
 の障害になる懸念もある。し  
 かし、12年度から社会福祉法  
 人の新会計基準の適用が始ま  
 れば改善すると期待できる。  
 ◆ ◆ ◆  
 社会福祉法人が共同で拠出  
 し、単独では難しい事業に取  
 り組んだ先例がある。大阪府  
 内の約400の老人福祉施設  
 は共同拠出で生活困窮者救済  
 事業を展開している。企画段  
 階では拠出に反対する法人も  
 あったが、「目に見えること  
 をやらなければ、優遇措置を  
 受ける理由を対外的に説明で  
 きない」との意見が勝った。

社会福祉法人の存在意義は  
 本当に困っている人々を民間  
 の力で支援することにある。  
 ◆ ◆ ◆  
 震災が起きた今こそ社会福祉  
 法人が活躍すべきである。

まつやま・ゆきひろ 53年  
 生まれ。九州大経済学博士。  
 専門は社会保障・金融論

そこで、社会還元度指数に  
 反比例する形で、施設経営社  
 会福祉法人が純資産の一定割  
 合を拠出し、東日本で共同事  
 業をすることを提案したい。  
 ◆ ◆ ◆  
 赤字法人と指数が1以上の法  
 人は任意拠出というルールに  
 すれば、この方法で年間約1  
 千億円の拠出を求めると、実  
 際に純資産が減る法人はほと  
 んど発生しない。

資源をフル活用して公に代わ  
 り、拡大する福祉ニーズに応  
 えることを期待されているの  
 だ。黒字や補助金が社会還元  
 されず純資産が増え続けると  
 すれば、それは公に返還する  
 か、他の社会福祉法人に移管  
 されてしかるべきである。

◆ ◆ ◆  
 ◆ ◆ ◆

◆ ◆ ◆  
 ◆ ◆ ◆

◆ ◆ ◆  
 ◆ ◆ ◆

◆ ◆ ◆  
 ◆ ◆ ◆

◆ ◆ ◆  
 ◆ ◆ ◆